

2024年度の実施状況（愛知県自転車活用推進計画）

		措置	2024年度の実施	評価指標	現状値 (2024年度末)	目標値
施策1 (都市環境) 自転車活用推進 計画及び自転車 ネットワーク計 画の策定促進	措置1	県内市町村に対し、本計画の周知や必要な調整、定期的な説明会等を実施し、市町村自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画の策定を積極的に技術支援することで、連続的な自転車通行空間の形成に取り組む。	・策定意思のある市町村と個別に意見交換を行い各市町村の抱える問題に対する解決方法を示すなど計画策定に協力した。	市町村自転車活用推進計画または自転車ネットワーク計画を策定した市町村数	11市	21市町村
	措置2	既往の整備事例における効果の分析や課題の抽出を行い、自転車走行空間の安全性・快適性の改善策を検討し、県内市町村に情報提供する。	・安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改訂に基づき、道路構造の手引き（愛知県建設局）を改訂し、HPで公表した。			
施策2 (都市環境) 自転車通行空間 の計画的な整備 の推進	措置1	県内市町村の自転車ネットワーク計画において定められた路線を中心に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づく自転車通行空間の整備を推進。また、国が策定する整備計画を踏まえ、国と連携して整備を推進。	・自転車ネットワーク計画に位置づけられた県道富田一宮線（一宮市内）等において自転車通行空間整備を実施した。	県管理道路における自転車通行空間整備延長	85.6km (2024.10.1時点)	87km
	措置2	各市町村の自転車ネットワーク路線やサイクリングコース等を連結させ、広域的な自転車ネットワークを形成するために、横断的な機関における計画検討を実施する。	・市町村計画の策定に関する意見交換において、隣接市町との整合も含め議論した。			
	措置3	自転車通行帯について、愛知県の「道路構造の技術的基準を定める条例」への位置づけを行うとともに、県内市町村の条例への位置づけを促進する。	・各市町村に条例への位置づけ状況、また今後の位置づけ予定について聞き取りを行った。			
	措置4	【再掲】既往の整備事例における効果の分析や課題の抽出を行い、自転車走行空間の安全性・快適性の改善策を検討し、県内市町村に情報提供する。	・安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改訂に基づき、道路構造の手引き（愛知県建設局）を改訂し、HPで公表した。			
	措置5	自転車交通を含む、全ての交通の安全と円滑を図るために、信号機、道路標識、道路標示の適切な設置、維持管理や運用を行う。	・信号機、道路標識等交通安全施設を適切に維持管理し、運用を行った。			
	措置6	県内市町村の自転車通行空間の整備状況や駐輪場位置のオープンデータ化を促すとともに、自転車利用者の意見集約を行い自転車利用環境の向上に活用する。	・各市町村の自転車通行空間の整備状況の確認を行った。			
施策3 (都市環境) 違法駐車取締り の推進等による 自転車通行空間 の確保	措置1	自転車通行空間の整備と合わせて、貨物車の荷さばきスペースの確保に向け、路外共同荷さばき駐車場の整備等の取組を促進するほか、適切な官民の役割分担の下、物流事業者や地域の関係者間の連携によるソフト・ハード両面からの路上荷さばき対策を推進する。	・「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改訂に基づき、「停車帯」の検討について、道路構造の手引き（愛知県建設局）を改訂し、HPで公表した。	違法駐車取締りを効果的に行い、快適な通行空間を確保する	-	-
	措置2	中央帯・植樹帯等の活用等による弾力的な自転車通行空間の確保を図る。	・中央帯・植樹帯等を活用し、自転車通行空間を確保をできる区間について設計・工事を行った。			
	措置3	自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間では、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、停車帯の設置又は駐停車禁止規制の実施を検討する。	・自転車専用通行帯設置区間において、駐停車禁止規制の実施はなかった。			
	措置4	悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行い、特に自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車についての取締りを積極的に推進する。	・自転車専用通行帯に停車している車両に対する指導・警告を行い、速やかに車両を排除したほか、運転者がいない放置駐車車両については、積極的な取締りを行い、悪質性・迷惑性の高い違反車両に重点を置いた指導取締りを実施した。			
	措置5	駐車監視員を活用した、駐車違反を行った者又は違反車両の使用者の責任を問う現行制度を適切に推進。	・歩道、自転車通行帯及び自転車駐輪場に駐車している車両について、駐車監視員を効果的に運用して使用者責任を追及することで、自転車の駐輪スペース及び通行空間の確保に努めた。			

		措置	2024年度の取組	評価指標	現状値 (2024年度末)	目標値
施策4 (都市環境) 地域のニーズに応じた駐輪場の整備促進	措置1	自転車駐車等に関する実態調査を実施し、駅周辺の駐輪場の設置状況や放置自転車の実態を把握するとともに、調査結果を公表する。	・自転車駐車等に関する実態調査を実施し、駅周辺の駐輪場の設置状況や放置自転車の実態を把握するとともに、調査結果を公表した。	放置自転車の台数	3,565台 (2025.3時点)	10,000台
	措置2	県内市町村の自転車活用推進計画の策定に際しては、放置自転車対策等の観点から、駐輪場の質を含めた地域の駐輪ニーズを把握し、必要に応じて整備等を検討するよう促す。	・駐車場整備の検討について記載のある「愛知県版自転車ネットワーク計画策定マニュアル(案)」について、自転車活用推進計画の策定意思のある市町へ個別に周知し、改めて提供した。			
施策5 (都市環境) 情報通信技術の活用促進	措置1	【再掲】県内市町村の自転車通行空間の整備状況や駐輪場位置のオープンデータ化を促すとともに、自転車利用者の意見集約を行い自転車利用環境の向上に活用する。	・各市町村の自転車通行空間の整備状況の確認を行った。	移動しやすい環境を整備するため、MaaSにおける自転車の活用を推進する	-	-
	措置2	移動しやすい環境を整備するため、MaaSにおける自転車の活用を推進する。	東三河8市町を対象に地域に根差したMaaSアプリを導入する実証実験を実施した。			
施策6 (都市環境) 環境にやさしい交通手段としての自転車の利用促進	措置1	クルマと公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分けるライフスタイル「エコモビリティライフ」(エコモビ)を推進する運動の一環として、自転車の利用促進に関する広報啓発を行う。	・「エコモビ」の普及啓発チラシや「エコモビ」ホームページの自転車利用促進ページを活用して、啓発を行った。	あいちエコモビリティライフ推進協議会構成員数	372団体・名	375団体・名
施策7 (都市環境) 公共的な交通であるシェアサイクル等の普及促進	措置1	シェアサイクルの普及に取り組む市町村や交通事業者を支援するため、必要に応じて助言等を行う。	・シェアサイクルを取り入れた市町村はあったが対象案件はなかった。	シェアサイクル事業等が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数	6市町村	10市町村
	措置2	サイクルポート設置の促進を図るため、路上等の公共用地へのサイクルポートの設置について、必要に応じて検討・調整を行う。	・サイクルポート設置について記載のある「愛知県版自転車ネットワーク計画策定マニュアル(案)」について、自転車活用推進計画の策定意思のある市町へ個別に周知し、改めて提供した。			
	措置3	公共交通を補完する交通システムとして、シェアサイクルの安全性及び快適性を向上するために、サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備を促進する。	・自転車ネットワーク計画に位置づけられた県道岡崎幸田線(岡崎市内)等において、シェアサイクルのサービス提供エリアにおける自転車通行空間整備の設計を行った。			
	措置4	自転車駐車等に関する実態調査を実施し、シェアサイクルの実態を把握するとともに、調査結果を公表する。	・市町村の導入状況等を調査し、国土交通省への報告を実施した。			
	措置5	定例的に開催している事業者との意見交換の場等において、サイクルトレインやサイクルバス等の導入について働きかけを行う。	・定例的に開催している交通事業者との意見交換の場において、「サイクルトレイン等の導入」について記載した県からの要望書を交通事業者に提出した			
施策8 (都市環境) 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備	措置1	県内市町村の推進計画に自転車通行空間の整備や駐輪場の整備等を位置づけるに当たっては、コンパクト・プラス・ネットワークの取組や都市計画、立地適正化計画など、まちづくり計画との整合を図るよう促す。	・都市計画や立地適正化計画を考慮する旨について記載のある「愛知県版自転車ネットワーク計画策定マニュアル(案)」について、自転車活用推進計画の策定意思のある市町へ個別に周知し、改めて提供した。	ゾーン30プラス指定エリア数	15エリア	10エリア以上
	措置2	歩行者利便増進道路(ほこみち)等において、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保しつつ、シェアサイクルのサイクルポートの設置を促進することにより、回遊性の確保等による歩行者等の利便性の向上を図るとともに、サイクルポートの設置と合わせた自転車通行空間の整備を促進する。	・未実施			
	措置3	歩行者・自転車中心のまちづくりと合わせ、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより、交通安全の向上を図る区域である「ゾーン30プラス」を推進する。	・県下4か所において新たにゾーン30プラスの整備計画が策定された。			
	措置4	無電柱化の推進を図り、無電柱化の実施路線においては、道路空間を活用した自転車通行空間の確保を検討するとともに、県内市町村に対し、無電柱化推進計画を踏まえた自転車通行空間の整備を推進する。	・無電柱化実施路線の国道248号(岡崎市内)において、道路幅員の再配分による自転車通行空間の確保の検討を行った。			

		措置	2024年度の取組	評価指標	現状値 (2024年度末)	目標値
施策9 (健康) サイクルスポーツ振興の推進	措置1	サイクルスポーツを身近で慣れ親しめるよう、関係者に協力を要請することにより、公園内におけるサイクリングロード等の活用や、公道等の一時的な交通規制による練習環境の創出等を促進する。	・愛・地球博記念公園において、幅広い年齢層が安全に利用できるサイクリングコースを運営し、サイクルスポーツ振興の推進ができた。	愛・地球博記念公園のサイクリングコース利用者数	29,214人	40,000人
	措置2	タンDEM自転車について、各地域の道路交通環境等を踏まえ、タンDEM自転車に関する交通ルール等の周知を図る。	・愛知県警察ホームページにタンDEM自転車の交通ルールに関する資料を掲載し、周知を図った。			
施策10 (健康) 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進	措置1	運動習慣者の割合の増加を達成するため、自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発を推進。	・通勤等に自転車利用を推進する企業の取組等を「あいち健康経営ネット」に掲載した。	あいちエコモビリティライフ推進協議会構成員数	372団体・名	375団体・名
施策11 (健康) 自転車通勤の促進	措置1	【再掲】クルマと公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分けるライフスタイル「エコモビリティライフ」(エコモビ)を推進する運動の一環として、自転車利用促進のための広報啓発を行う。	・「エコモビ」の普及啓発チラシや「エコモビ」ホームページの自転車利用促進ページを活用して、啓発を行った。	あいちエコモビリティライフ推進協議会構成員数	372団体・名	375団体・名
	措置2	クルマと公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分けるライフスタイル「エコモビリティライフ」(エコモビ)を推進する運動の一環として自転車通勤を促進する。	・「エコモビ実践キャンペーン2024」において、自転車通勤を促進した。			

		措置	2024年度の取組	評価指標	現状値 (2024年度末)	目標値
施策12 (観光) 国際的なサイクリング大会等の推進	措置1	2026年に開催する第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)において、自転車競技を実施する。	・自転車競技(ロードレース、マウンテンバイク、BMX)について、競技団体や自治体とコース案等の検討を実施した。	国際自転車競技レースの愛知県開催競技種別数	5種別 (予定)	5種別
	措置2	第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)において、自転車競技(ロードレース)の会場となっている新城市を中心に自転車競技の普及・支援を実施する。	・2024年度新城市で実施した新城ロードレース大会について情報収集を実施した。			
施策13 (観光) 世界に誇り、広く利用されるサイクリング環境の創出	措置1	先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートを設定し、関係者等で構成される協議会において、サイクリストの受入環境整備、魅力づくり、ICTを活用した情報発信を行う等、広く利用されるサイクリングロードの整備を図る。	・太平洋岸自転車道推進愛知地区協議会を開催するとともに、新たなモデルルートの選定に着手した。	モデルルート(太平洋岸自転車道)上にあるサイクルステーションの観光入り込み客数	3,623,426 (2024年1月~12月) ※暫定値	3,665,356人 (2026年)
	措置2	ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道について、路線全体を繋ぐ整備を行うとともに、他のモデルルートに先行した取組を実施し、世界に誇るサイクリング環境の創出を図ることにより、サイクリストの受け入れ拡大を目指す。さらにその水準維持等に向けた取組を実施する。	・太平洋岸自転車道推進愛知地区協議会において、アクションプランの進捗状況を把握するとともに構成員の抱える課題や意見を集約し、その解決方法の検討を行った。 ・太平洋岸自転車道サイクリングマップ(日本語版・英語版)を県公式観光ウェブサイト「Aichi Now」に掲載			
	措置3	大規模自転車道を始めとした広域的なサイクリングロードの整備を推進し、併せてサイクリングロードの安全性や走行環境を向上させるために、様々な機関との協議を促進する。	・広域的なサイクリングロードである県道田原豊橋自転車道(豊橋市、田原市)、県道武豊大府自転車道(阿久比町)の整備を実施した。			
	措置4	【再掲】定例的に開催している事業者との意見交換の場等において、サイクルトレインやサイクルバス等の導入について働きかけを行う。	・定例的に開催している交通事業者との意見交換の場において、「サイクルトレイン等の導入」について記載した県からの要望書を交通事業者に提出した			
	措置5	モデルルート等へサイクリストを誘致するため、必要に応じ鉄道事業者やバス事業者、船舶事業者への要請を行う。	・太平洋岸自転車道推進愛知地区協議会において、伊勢湾フェリー株式会社に協議会に参加いただき、意見交換を行った。 ・サイクルバスの導入について検討した。			
	措置6	関係者に対して協力を要請することにより、道の駅のサイクリング拠点化や、鉄道駅や空港、近隣の施設や商業施設等におけるサイクリストの受入サービスの充実を図る。また、訪日外国人を考慮した分かりやすい案内、ルール周知等の受入環境整備についても検討する。	・ルール周知等の受入環境整備について記載がある太平洋岸自転車道サイクリングマップ(日本語版)を県公式観光ウェブサイト「Aichi Now」に掲載した。 ・訪日外国人向けに、ルール周知等の受入環境整備について記載がある太平洋岸自転車道サイクリングマップ(英語版)を県公式観光ウェブサイト「Aichi Now」に掲載した。			
	措置7	サイクルツーリズムを含む体験型・滞在型コンテンツの充実や受入環境整備等、地域の関係者が広域的に連携し、観光客の来訪・滞在促進や心身の健康面を含めた満足度向上に繋がる取組を推進する。	・「ジャパンエコトラック東三河 デジタルスタンプラリー2024」を県公式観光ウェブサイト「Aichi Now」に掲載した。			
	措置8	マウンテンバイク愛好家らと森林を有する地域が連携・協働してコース整備や森林の保全管理等を行う取組を推進する。	・未実施			
	措置9	観光利用の周遊が促進されるよう、関係者に協力を要請することにより、地域固有の文化、自然その他の特性を活かしたサイクリングルートを推進する。	・「ジャパンエコトラック東三河 デジタルスタンプラリー2024」を県公式観光ウェブサイト「Aichi Now」に掲載した。			

		措置	2024年度の取組	評価指標	現状値 (2024年度末)	目標値
施策14 (安全) 自転車の点検整備の促進等	措置1	交通安全教育の機会等を活用した広報啓発を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車教室や各種キャンペーンにおいて、点検整備の重要性を周知したほか、反射材の配布や効果体験により、活用促進を図った。 	交通安全教育の機会等を活用し、自転車の点検整備や夜間の交通事故防止のための灯火及び反射器材の取付の普及促進を図る	-	-
	措置2	自転車・二輪車安全利用の日、月間等を通じて、自転車の点検整備や夜間の交通事故防止のための灯火及び反射器材の取付の普及促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・「2024年交通安全県民運動実施要綱」に基づき、自転車の安全利用のための各種啓発活動を実施した。 			
	措置3	自転車の積載制限について各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合は見直しを検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・年度内の見直しは行わなかった。 			
施策15 (安全) 自転車の安全利用の促進	措置1	自転車利用者に対して交通ルールの周知を図り、自転車は車両であることの意識を徹底させるとともに、自転車乗用中の交通事故防止や安全利用を促進するため、「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」を活用し、歩行者や他の車両に配慮した通行、歩道通行時におけるルール等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発を図る。また、配達目的での自転車利用について、関係事業者等への交通安全対策の働きかけを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各種街頭活動において、自転車安全利用五則や自転車危険行為を記載した「自転車安全利用カード」を配布した。また、世代別の自転車啓発動画を作成し、基本的な交通ルールの周知と安全利用の促進を図った。 ・WebページやSNS、リーフレット、啓発イベント等により周知した。 	自転車乗用中の死者数	21人	22人以下
	措置2	自転車の安全利用について、県民の交通安全意識の向上を図るため、全国交通安全運動等様々な機会を活用して、街頭での声掛け、ポスター貼付等、広報啓発に努める。また、あわせて自動車の運転者に対しても自転車の事故防止に関する広報啓発に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・「2024年交通安全県民運動実施要綱」に基づき年4回実施している交通安全県民運動や立哨活動により啓発活動を行った。 	自転車乗用中の死傷者数	6,059人	4,900人以下
	措置3	2021年10月1日に全面施行された自転車条例の周知を図る。また、交通事故発生時の被害軽減効果が高い自転車乗用ヘルメットについて、交通安全教育や広報啓発等により、幼児・児童から高齢者まで幅広い年齢層に対し、その着用の促進に向けた取組を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用時の頭部保護の重要性、ヘルメットの被害軽減効果、ヘルメット購入補助制度等を記載した啓発資料を作成し、街頭での配布やWebページへの掲載により周知を図った。 ・県内一斉自転車乗用ヘルメット着用調査を行ったほか、ヘルメットを着用した自転車利用者を愛知県警察交通部のXで配信し、ヘルメット着用の機運を高め、着用促進を図った。 ・県立学校等交通安全指導者研修会を実施し、ヘルメット着用の促進について依頼した。 ・県立学校新入生及び保護者を対象とした交通安全啓発資料を作成・配付し、ヘルメット着用について啓発した。 ・小・中・県立等学校に対し、自転車の安全利用促進に向けて警察との連携強化について依頼した。 	自転車と歩行者による交通事故件数	150件	90件以下

	措置	2024年度の取組	評価指標	現状値 (2024年度末)	目標値
施策15 (安全) 自転車の安全利 用の促進	措置4	一定の危険行為を反復して行った自転車運転者を対象とした自転車運転者講習制度の運用を行う。	・自転車運転者講習を123人に実施した。	自転車乗用中の死者数	21人
	措置5	交通安全啓発に関する指導員等に対する講習会等を実施し、自転車の安全利用を含めた交通安全に関する指導技術の向上を図る。また、効果的と認められる指導員等の各種取組等について関係機関・団体への周知を図る。	・関係機関・団体と連携し、自転車安全教育指導員に対する講習を実施した。 ・自転車シミュレータを活用した自転車安全利用出張講座を実施した。		
	措置6	自転車イベント等において、シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の高齢者向けの交通安全教育を実施する。	・運転能力診断装置を活用し、加齢に伴う身体能力の変化を気付かせる教育を実施した。また、ドラレコ映像等を活用し、自転車利用の危険性と安全利用の重要性を周知する交通安全教育を実施した。 ・自転車シミュレータを活用した自転車安全利用出張講座を実施した。		
	措置7	自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車の通行ルール等について地域住民へ広報啓発を実施する。	・自転車道や自転車専用通行帯、歩道通行が可能な場合の自転車の通行ルール等について、街頭活動や啓発動画により、周知を図った。		
	措置8	県・市町村の所属職員に対して自転車通行ルールの遵守を徹底する。	・ヘルメットの着用徹底をはじめ、取組を継続実施した。	自転車乗用中の死傷者数	6,059人
	措置9	自動車教習所において、地域の実情に応じ、路上教習や路上試験で自転車専用通行帯のある道路を走行し、自転車への注意喚起を促すなどの教育を実施するほか、各種運転者教育やドライバーを対象とした交通安全啓発の機会において自動車の運転者の立場から、自転車の保護についての啓発を実施する。	・運転免許に関する各種講習において、自転車事故情勢、自転車安全利用五則、自転車の特性を周知し、自転車の保護に関する意識の醸成を図った。	自転車と歩行者による交通事故件数	150件
	措置10	自転車に関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等を踏まえて自転車指導啓発重点地区・路線を選定する。当該地区を中心に、自転車の通行実態を踏まえ、自治体や関係機関・団体、交通ボランティア等と連携した啓発活動を推進する。また、自転車による交通違反に対しては積極的に指導警告を行うとともに、悪質・危険な違反に対しては検挙措置を講ずる。	・自転車指導啓発重点地区及び路線を選定し、県警ホームページにおいて公表した。また、同地区等において重点的な街頭活動を実施した。 ・令和6年11月1日の道路交通法改正に伴い、自転車の酒気帯び運転の罰則が新設され、自転車の酒気帯び運転をはじめとする悪質・危険な違反者を多数検挙したほか、積極的な指導警告を実施した。		
	措置11	自動車運転免許更新時講習において、「自転車安全利用五則」の遵守等について紹介するなど、自動車運転者に対する自転車の交通ルールに係る教育を行う。	・自転車安全利用五則が記載された教本やテキストを使用し、自転車の交通ルールや自転車の特性に関する教育を実施した。		
	措置12	高齢者講習において、「自転車安全利用五則」の遵守等について紹介するなど、高齢運転者に対して自転車の交通ルールの周知を図る。また、高齢者に対し、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育等を推進する。	・運転免許返納後も見据え、自転車安全利用五則が記載された教本やテキストを使用し、自転車の基本的な交通ルールや自転車乗用ヘルメットの重要性を周知した。	90件以下	

		措置	2024年度の取組	評価指標	現状値 (2024年度末)	目標値
施策16 (安全) 学校における交通安全教育の推進	措置1	幼児及び児童生徒の発達段階に応じた交通安全教育が実施されるよう外部講師も活用するなどして交通安全教室等を着実に開催し、交通安全の意識向上を図る取組を推進していく。また、保護者への自転車の安全利用に関する意識向上を図る取組を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児及び児童生徒の発達段階、各地域の実情に応じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、危険の予測と回避などを重点に、関係機関と連携を図りながら交通安全教育を実施した。 ・警察署と連携し、小学校3年生の児童を対象にした自転車交通安全教室を推進した。 	児童・生徒に係る自転車乗用中の死傷者数	1,824人	1,400人以下
	措置2	交通安全教室等が充実するよう、教職員等に対する講習会を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な交通ルールをまとめた自転車啓発動画を共有したほか、生徒を対象とした学校での自転車教室に教職員の参加を促し、生徒のほか教職員に対しても安全教育を実施した。 ・県立学校等の交通安全担当者を対象に、県立学校等交通安全指導者研修会を実施した。 			
	措置3	教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を実施する。安全点検の実施結果を踏まえて、交通安全の確保に必要な対策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・他機関と合同で通学路点検を実施するとともに、対策が必要な交通安全施設を整備した。 ・全国交通安全運動期間中を中心として、交通安全総点検を実施した。 ・県内全小学校による通学路合同点検において抽出された対策必要箇所について、市町村通学路安全推進会議を中心に速やかに対策を進めるよう依頼した。 ・通学路交通安全プログラムに基づく整備を推進した。 			
施策17 (安全) 自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画の策定促進【施策1再掲】	措置1	【再掲】県内市町村に対し、本計画の周知や必要な調整、定期的な説明会等を実施し、市町村自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画の策定を積極的に技術支援することで、連続的な自転車通行空間の形成に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・策定意思のある市町村と個別に意見交換を行い各市町村の抱える問題に対する解決方法を示すなど計画策定に協力した。 	市町村自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画を策定した市町村数	11市	21市町村
	措置2	【再掲】既往の整備事例における効果の分析や課題の抽出を行い、自転車走行空間の安全性・快適性の改善策を検討し、県内市町村に情報提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改訂に基づき、道路構造の手引き（愛知県建設局）を改訂し、HPで公表した。 			
施策18 (安全) 自転車通行空間の計画的な整備の推進【施策2再掲】	措置1	【再掲】県内市町村の自転車ネットワーク計画において定められた路線を中心に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づく自転車通行空間の整備を推進。また、国が策定する整備計画を踏まえ、国と連携して整備を推進。	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車ネットワーク計画に位置づけられた県道富田一宮線（一宮市内）等において自転車通行空間整備を実施した。 	県管理道路における自転車通行空間整備延長	85.6km (2024.10.1時点)	87km
	措置2	【再掲】各市町村の自転車ネットワーク路線やサイクリングコース等を連結させ、広域的な自転車ネットワークを形成するために、横断的な機関における計画検討を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村計画の策定に関する意見交換において、隣接市町との整合も含め議論した。 			
	措置3	【再掲】自転車通行帯について、愛知県の「道路構造の技術的基準を定める条例」への位置づけを行うとともに、県内市町村の条例への位置づけを促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村に条例への位置づけ状況、また今後の位置づけ予定について聞き取りを行った。 			
	措置4	【再掲】既往の整備事例における効果の分析や課題の抽出を行い、自転車通行空間の安全性・快適性の改善策を検討し、県内市町村に情報提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改訂に基づき、道路構造の手引き（愛知県建設局）を改訂し、HPで公表した。 			
	措置5	【再掲】自転車交通を含む、全ての交通の安全と円滑を図るために、信号機、道路標識、道路標示の適切な設置、維持管理や運用を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・信号機、道路標識等交通安全施設を適切に維持管理し、運用を行った。 			
	措置6	【再掲】県内市町村の自転車通行空間の整備状況や駐輪場位置のオープンデータ化を促すとともに、自転車利用者の意見集約を行い自転車利用環境の向上に活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の自転車通行空間の整備状況の確認を行った。 			

		措置	2024年度の取組	評価指標	現状値 (2024年度末)	目標値
施策19 (安全) 災害時における 自転車活用の推 進	措置1	国による「自転車活用推進計画策定の手引き」の見直しを踏まえ、被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用について検討する。	・被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用について検討した。	災害時における自転車の活用について検討する。	-	-
	措置2	災害時における道路その他の被災状況の迅速な把握のため、各庁舎等への自転車の配備を検討し、訓練を重ねる等により危機管理体制を強化。	・災害時における被災状況の迅速な把握のための検討を行った。			
施策20 (安全) 自転車損害賠償 責任保険等への 加入促進	措置1	自転車損害賠償責任保険等への加入促進と、自転車安全整備士が点検整備した普通自転車に貼付されるTSマーク（自転車損害賠償責任保険等付）などの各種制度の周知を図る。	・Webページやリーフレット、自転車交通安全教育パンフレット、自転車交通安全教育動画(DVD)等により周知した。	自転車利用者における自転車損害賠償責任保険等の加入率	70.7%	80% (将来的には100%を目標)
	措置2	自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付けた県条例について、普及を促進する。	・WebページやSNS、リーフレット等により普及を促進した。			
	措置3	ポスター、チラシ、ウェブサイト等により、自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性等に関する情報提供を行う。	・WebページやSNS、リーフレット、自転車交通安全教育パンフレット、自転車交通安全教育動画(DVD)等により自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性等について情報提供を行った。			
	措置4	企業の従業員等の自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、経済団体等を通じた広報啓発等を行う。	・交通安全関連団体等に、従業員等に自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するよう周知した。			
	措置5	自転車小売事業者等に対し、自転車購入者に自転車損害賠償責任保険等の加入状況を確認し、加入の必要性等について説明するよう、働きかけを行う。	・愛知県交通安全推進協議会幹事会・団体代表者会議でTSマークについての講話を行った。			